

市内教育・保育施設  
施設長 各位

弘前市健康こども部こども家庭課長

### 施設型給付費等における施設機能強化推進費加算の取扱いについて

日頃より、当市の教育・保育行政にご理解ご協力を賜りありがとうございます。

施設型給付費等における施設機能強化推進費加算については、国が規定する内容に基づき、その必要性及び経費等について、施設が所在する市町村が必要な審査を行った上で、認定等を行うこととされています。

については、本加算について適切な運用を図る目的から、下記のとおり通知しますので、令和2年度以降に適用申請を行う予定の施設は、ご留意くださるようお願いいたします。

#### 記

#### 1. 送付資料

- (1) 加算認定・実績報告等の取扱いについて
- (2) 対象物品等（例）一覧
- (3) 国通知【抜粋】

（特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準上の実施上の留意事項について：令和元年9月30日最終改正）

#### 2. 加算要件について

国が定める事業等（延長保育事業等）を複数実施しており、かつ、要件に該当する場合に加算されます。（※ 資料(3)国通知を参考にしてください。）

加算要件の適合状況については、資料(1)「加算認定・実績報告時の取扱いについて」に沿って審査等を行いますが、要件を満たさないと判断される場合、申請した物品等について認定されないこともありますのでご注意ください。

#### 3. 対象となる経費について

対象経費は、防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限ります。

教育・保育の提供に当たり、通常要すると想定される（普段使いが主と想定される）経費は、対象となりません。

対象経費の例は、送付資料(2)「対象物品等（例）一覧」も参考にしてください。

#### 4. 特定教育・保育施設の指導監査について

本加算の適用を受けて支出した経費については、検証のため、指導監査時に現地確認をすることがあります。(物品の状況など)

本加算の適用により支出した経費について、指導監査の結果、加算趣旨に沿わないと認められた場合は、指摘事項や加算費の返還対象となることがあります。

以 上

#### 【担当】

こども家庭課 保育係

榊、寺沢

電話 35-1131 (直通)

## 施設型給付費等における施設機能強化推進費加算 加算認定・実績報告等の取扱いについて

市は、国の規定する内容に基づき、本加算の認定をするにあたり、必要性及び経費等について必要な審査を行う。また、本加算の適用を受けた施設について、監査時等に検証を行う。

### 1. 加算要件について

国が規定する本加算の要件を満たすか、審査する。

- 施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の、施設の総合的な防災対策を図る取組を、加算適用年度に行っているか。(加算適用年度内に行う予定であるか。)

#### 【取組の例】

- ・ 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施
- ・ 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する

※ここでいう災害に、「防犯・不審者対策」に係るものは含まない。

- 国が規定する事業等を複数実施し、要件を満たしているか。

#### 【国が規定する事業等】

- ① 一時預かり事業（幼稚園型）
- ② 一時預かり事業（一般型）
- ③ 延長保育事業
- ④ 満3歳児（1号認定）に対する教育・保育の提供  
（4月から11月までの各月初日を平均して満3歳以上が1人以上利用していること）
- ⑤ 乳児が3人以上利用している施設
- ⑥ 障害児（軽度障害児を含む。）に対する教育・保育の提供  
（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること）
- ⑦ 病児保育事業

※幼稚園：①・②・④・⑥

認定こども園：①～⑦

保育所：②・③・⑤・⑥・⑦

## 2. 支出対象経費について

支出対象経費が本加算の趣旨に合致したものであるか、審査する。

- 取組に必要となる経費の総額が、国の規定額以上見込まれているか。
- 防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費と認められるか。  
物品の購入については、普段使いが主と想定されるものではないか。  
教育・保育の提供に当たり通常要する費用と認められる経費ではないか。
- 物品の場合、カタログ等で「防災用」「災害用」等の表示があるか。  
  
※食品は、「非常食」等の表示がある食品であるか。  
※「防災用」などの表示がない場合は、どのような場合を想定して必要な物品であるか、合理的に説明がなされるものであるか。  
(「防災用」表示はないが J I S 規格に適合しており取組に使用する、  
カタログ等で防災用品のページに記載がされており取組に使用、など)
- 物品の購入にあたっては、その用途が「施設の備蓄用」または「事業（取組）での使用」であるか。
- 支出対象経費は、国の規定する費目となっているか。  
  
(例) 需用費【消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、  
光熱水費、医療材料費】、役務費（通信運搬費）、旅費、謝金、備品購入費、  
原材料費、使用料及び賃借料、賃金、委託費

## 3. 実績報告及び指導監査について

本加算の適用を受けた施設は、加算適用年度の翌年4月末日までに市へ実績報告書を提出する。

- 加算適用年度内に、対象経費が支出されているか。  
もしくは、加算適用年度の末日（3月31日）までの納品実績があるか。  
(領収証、納品書等により確認を行う。)
- 加算適用申請時に記載した取組が、年度内になされているか。  
また、取組において購入物品が使用されているか。  
(写真と、取組内容等の記載を用いて確認する。)

□【備蓄用】

実績報告時に、備蓄の状態を写真等で確認する。

指導監査時には物品を確認し、備蓄状況を確認する。既に消費されていることが認められた場合、どのような状況で消費したか確認し、その状況が、加算趣旨に沿っていないと認められた場合は、加算費の返還対象となることがある。

□【事業（取組）での使用】

実績報告時、取組の内容や物品が使用された状況を写真等で確認する。

指導監査時には、取組の内容について、施設へのヒアリング等により検証を行う。

#### 4. 加算費の返還について

□ 加算適用年度の翌年4月末日までに提出される実績報告書において、申請時に記載した取組（事業）等の実施が確認できない場合、加算費の返還対象となることがある。

□ 特定教育・保育施設における指導監査において、検証を行った結果、加算費の虚偽・不正による受給が認められた場合は、加算費の一部及び全部について返還の対象となることがある。

□ その他、本加算の要件に適合していないことが判明した場合には、加算費の一部及び全部について返還の対象となることがある。

## 施設機能強化推進費加算 対象物品等（例）一覧

※以下のリストは対象品目等の例です。購入品目を以下に限定するものではありませんが、対象可否が不明な物品はこども家庭課までお問合せください。。

※通常保育に使用するものや、設備運営基準等により、本来施設が備えておくべきものは対象になりません。

※対象物品として一覧に掲載されていても、使用方法や購入理由により不可となる場合があります。

品 名	対象可否	備 考
防災講習の講師謝金	○	講習内容の分かる書類を添付すること。
防災等の研修受講費用	○	
非常食	△	原則として、品名に「災害用」と明記されている又はカタログで災害・防災用品であることが確認できるものに限る。 ※カタログの写しを添付すること。
ウォータータンク	○	
貯水槽、プール	×	
毛布	△	品名に「災害用」と明記されている又はカタログで災害・防災用品であることが確認できるものに限る。 ※カタログの写しを添付すること。
防災頭巾	○	
ヘルメット	○	
避難車	△	「おさんぽ用」等の通常保育で使用するものは不可。
おんぶひも	△	複数人背負えるものに限る。（1人用は不可）
非常用コンロ	○	
非常用発電機	○	
乾電池	×	
非常用持ち出し袋	○	「非常用」または「避難用」、「防災機能付き」のもの
使い捨て哺乳瓶	○	
災害用トイレ	○	
テント	×	
プレイサークル	×	
すのこ、マット、ゴザ等	△	訓練等で使用する場合に限る。通常使用するものは不可。 ※訓練等で使用することが分かる書類（避難訓練計画書、訓練時の写真等）を添付すること
懐中電灯、ランタン	△	ソーラーまたは手回し式のもの。電池式は不可。
ラジオ	△	ソーラーまたは手回し式のもの。電池式は不可。
防災教育用教材（絵本、DVD等）	○	
DVDプレーヤー	×	
マイク	×	
アンプ	×	
トランシーバー	×	
消火器	△	訓練等で使用する場合に限る。通常備えておくものは不可。 ※訓練等で使用することが分かる書類（消火訓練計画書、訓練時の写真等）を添付すること
防災カーテン	×	
非常口蛍光灯	×	
避難経路等掲示用お知らせスタンド	×	
除菌洗浄水生成器	×	
防災用品備蓄倉庫、棚	×	
家具転倒防止用具	○	